

平成24年度鳥取県農業農村担い手育成機構 事業計画

I 組織運営の方針

1. 組織管理の改革

- ① 平成25年度からの公益法人への移行の準備を行う。
- ② 「県の機構改革プラン」に即し、業務及び財務について平成24年度以降からの抜本的な改革を行う。
- ③ 農業の担い手育成に関して情熱を有し、善意によって協力をしていただくことが可能な者の参画のあり方を検討する。

2. 組織の運用

- ① 人と農地に関する業務は難易度の高い専門的な業務であることを十分に自覚し、「受持分担一心同体」を合言葉に、チーム制による柔軟な組織運営を行なう。
- ② 職員全員が、担い手育成と農地業務の基礎知識を有する専門スタッフとして、実績を積み上げながら業務を改善する。
- ③ 県、市町村、各農業団体、各円滑化団体等との積極的な連携と役割分担のもとに「強小軍団」として、現場主義で業務を推進する。

3. 人員の配置

- ① 研修支援員松岡昭博は本人の申し出によって年度末で退職し、新年度から県から適任者の派遣を受ける。
- ② 吉田幸三氏、花山英夫氏、松岡昭博氏は、引き続き非常勤講師(無報酬)として辞令を交付し研修等の後方支援に協力を願うこととする。

Ⅱ 担い手育成に関すること

[記述の●は新規の要素を示している。]

1. 基本的な方針

- ① JAとの連携を推進し、新規就農者の定着率の向上を図るよう努める。
- ② 就農相談から各種研修、定着支援を総合的に実施する専門機関として、農業大学校、農業改良普及所、市町村等との連携と情報の共有化のための中心的な役割を担うこととする。
- ③ 就農開始のための4要素(農地、資本、技術、労働力)のうちの、農地を扱う専門性を特に明確にして、各市町村の再生協議会や農用地利用円滑化団体との連携を強化する。
- ③ このための研修や体制の充実強化を推進する。

2. 就農相談活動 【 予算額 機構運営費(農地・担い手業務推進費)へ計上 】

新規就農者の確保・育成のため、就農希望者が円滑に就農できるよう相談窓口を設置し、就農情報や研修機会の情報提供を行う。

(1) 就農啓発相談会の開催

- 就農相談員2名を設置し、就農相談活動を実施する。
視察会への参加、農大や各種研修への参加等の進路を指導

	県外	県内	合計	23年度実施
相談会開催計画	8回	23回	31回	30回
相談・指導人員見積り	140人	200人	340人	342人

(2) プレ視察研修・体験の推進

- ① 就農情報の発信 … ○ 情報誌等への就農情報の掲載及びチラシの作成
○ 就農支援PRパンフレット、市町村支援ガイドブックの作成
- ② 農業視察研修会の開催 … 就農希望者を対象に県内農家への日帰農場視察の実施
○ 県委託事業により年3回(東・中・西で各1回)実施
※ 23年度年3回(東・中・西で各1回)実施
〔 ・日帰りでマイクロバス使用 ・1回当たり20名参加 ・3～5農場を視察 ・有料 〕
- 機構単独事業により視察研修を実施 ※ 23年度東部地区1回実施
〔 ・東部地区で1回実施 ・JAと連携し有料 ・農業・食に関する体験等を加味 〕

3. 新規就農者等研修事業

(1) 鳥取ヘアグリスタート研修事業 【 予算額 56,701 千円（県 10/10） 】

県内での就農希望者を農業研修生として機構が雇用し、先進農家等を受入先とした技術習得のための実践現地研修を実施することにより、円滑な新規就農者の確保、早期育成を図る。

- 第5期生(本格研修期間 10ヶ月 :H24年4月～H25年1月、研修生枠:20名)
- 第5期生(追加研修期間 2ヶ月 :H25年2月～3月、研修生人数枠:10名)
- 第6期生(トライアル研修期間 2ヶ月 :H25年2月～3月、研修生枠:20名)

※ 第5期生研修期間:H24年2月～H25年1月(トライアル研修期間 2ヶ月:H24年2月～H24年3月)

※ 5期生の中で追加研修が必要と認めた農業研修生には、最大で12ヶ月間、追加研修を実施する。

※ 第6期生研修期間:H25年2月～H26年1月(県は9月補正の予定)

No.	項目	内 容	予算額
1	研修生への手当て	研修生雇用支援事業 <1人当りの事業費> ○本格研修及び追加研修 ア 給 与 114,000 円/月 イ 住居手当等(上限) 33,000 円/月 ウ 労働保険、社会保険 23,640 円/月	46,007 千円 (県 10/10)
2	受入の農場研修指導員の設置	研修指導員設置事業 先進農家等の受入先に「研修指導員」を設置し、農業研修生の農業技術習得のための体制を整える。 <u>受入農場研修指導員への謝金 定額 40,000 円/人/月</u> ○ 受入農場のリストアップ・情報交換・カリキュラムの標準化を推進する。	10,400 千円 (県 10/10)
3	農大研修の実施	農業大学校サポート研修費助成事業 機構の農業研修生向けに農業大学校受講料等の必要経費を助成する。 ○ 農業基礎研修講座 ○ 大型農業機械研修	294 千円 (県 10/10)
合 計			56,701 千円
4	研修支援員の設置	機構に研修支援員2名を配置し、研修生に寄り添いながら研修生の課題解決を支援する。 ○ 研修受入農家、関係機関との調整 ○ 研修生の課題解決への助言 ○ 研修カリキュラム全体の企画立案等 ○ 集合研修の運営	機構運営費(農地・担い手業務推進費)へ計上

(2) 鎌、鋤等技能の基礎研修 【予算額 50 千円(機構単独)】

○農作業のために必須となる技能の訓練を行う。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ○ 年1回 (農試・農大・園試・弓浜分場などから選定) | ※ 23年度1回実施 |
| ○ アグリスタート研修生の他、JAと連携して研修生を募集 | |
| ○ 技能の例 | |
| ・ 鎌の研ぎ方・使い方 ・畝立の実習 ・ロープの結び方 | |
| ・ 草刈り機の保守・点検・安全な使い方等 | |

(3) 機構保有地活用就農自立促進研修事業 【予算額 0円(機構単独)】

アグリスタート研修や農大研修を終了し、就農計画の申請・承認を経て、就農しようとする者が、研修が不十分なために不安定な状況にある場合において、機構が農地保有合理化促進事業によって買い入れ又は借り入れしている農地を活用して、新規就農者のために行う実践的な研修。

- | | | |
|------------------|-----------------|------------|
| ○ 開始時期 : 24年9月以降 | ○ 24年度募集人員: 5名 | ※ 23年度2名実施 |
| ○ 実施期間 : 協議により決定 | ○ 実施面積: 協議により設定 | |

※ 研修期間中に発生する研修経費は機構が立て替えるが、研修終了後、研修生の負担によって精算する為、予算額0円とする。

※ 国補助事業対象分は、農地保有合理化に関する計画書に記載。

4. 農の雇用新規就業者定着支援事業

【予算額 機構運営費(農地・担い手業務推進費)へ計上】

農業新規就業支援員を1名設置し、農業法人等に新たに雇用された新規就業者の雇用状況を把握するとともに、農業への定着を促進する。また、新たな雇用の受け皿を掘り起し、就業希望者とのマッチングを図る。

○ 新規就業者の課題把握と定着支援

新規就業者の雇用状況、職場内での研修状況等の調査と課題把握を行い、新規就業者の定着を支援

〔	24年度計画	訪問する農業法人等	74法人	〕
		雇用されている就業者	98名	

○ 新規就業者の受入先掘り起し等

農業法人等、今後の雇用が見込まれる事業体からの情報収集を行う。

5. 就農支援資金貸付事業

(1) 就農支援資金貸付事業 【予算額 5,400 千円(国 2/3、県 1/3)】

認定就農者、認定雇用主に対して就農支援資金(就農研修資金・就農準備資金)の貸付けを行う。

区分	就農支援資金	就農準備資金
資金の種類	農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金 授業料、教材費、視察研修旅費など	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金 住居移転費、資格取得費、就農先調査旅費など
貸付対象者	認定就農者、認定雇用主 3名	
利率	無利子	
貸付限度額	農業大学校等 5万円/月 先進農家等(国内外) 15万円/月 指導研修 200万円	200万円

(2) 就農支援資金免除事業 【予算額 9,311 千円(県 10/10)】

平成21年度までに就農支援資金(うち研修資金のみ)を借受け、一定期間就農した者の償還金を猶予及び免除する。

○ 事業対象者 猶予対象者53名、免除対象者65名

区分	支払を猶予する額	対象者(人)	金額(千円)
平成14年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の全額	43	5,415
平成15年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の8割相当額	18	1,656
平成16年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の7割相当額	15	1,386
平成17年度から平成19年度までに借り受けた研修資金	研修目的に使用した経費(宿泊先の確保が必要な場合は、宿泊経費(食事代は除く)を含む。)とし、上限は次のとおりとする。 1 鳥取県就農促進方針第3の4(1)から(3)までにおける研修にあつては、10万円に研修月数を乗じた額を10で除した額 2 改良普及員等による指導研修にあつては、借入額の2分の1の額を10で除した額	13	794
平成20年度から平成21年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の5割相当額	2	60
計		(延べ) 91	9,311

6. 青年就農給付金(準備型)給付業務 **新** 【予算額 7,500 千円(国 10/10)】

●県が認める研修機関(農大、市町村・JA公社等)で研修を受ける農業研修生(就農予定が45歳未満に限る)に対し、機構が給付機関として研修機関中間150万円を最長2年間給付する。

24年度計画

区 分	人 数	金額(千円)	備 考
青年就農給付金(準備型)	5	7,500	

◎青年就農給付金(準備型)の給付要件

《給付額》

150万円／年 [給付期間] 就農前の研修期間 (最長2年間)

《給付の対象》

鳥取県が指定する研修機関(鳥取県立農業大学校、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体(※1))で概ね1年以上研修を受ける者

(※1) 鳥取県立農業大学校以外の具体的な研修機関については、現在検討中。

《給付にあたっての主な要件》

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の者
- ② 研修終了後1年以内に独立就農、または、農業法人・農家に雇用され、一定期間営農を継続することが確実な者(※2)
- ③ 常勤の雇用契約を締結していないこと(アグリスタート研修生は対象外)
- ④ 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複需給でないこと

(※2)給付金返還

ア) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合

研修終了後1年以内に独立・自営の営農開始、又は農業法人・農家との常勤雇用契約のいずれも行わなかった場合

イ) 給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しなかった場合

ウ)適切な研修を行っていない場合

7. 新規就農者等組織活動促進事業

(1) 農村青年会議活動促進事業 【予算額 350 千円(機構単独)】

事業実施主体	農村青年会議等		
事業内容	補助率	上限額	
○ 農業青年のつどいの開催 ○ 研修会の開催	定額	鳥取県農村青年会議連絡協議会	150千円
		地区農村青年会議連絡協議会 (中部農村青年連合・米子地区農村青年会議 連絡協議会)	100千円×2地区

(2) 新規就農者グループ活動促進事業 【予算額 100 千円(機構単独)】

○ アグリスタート研修を終了した研修生等、新規に就農した者がグループを形成して、就農後の情報交換や資質の向上を図る活動等に対して、一定の期間、定額の活動費を助成する。

○ 対象グループ	申請に基づいて決定	
○ 助成グループ数	年間2グループ	※23年度1グループ実施
○ 助成の金額	5万円/1グループ	※23年度5万円助成
○ その他	会合には原則として機構の職員が出席し、グループ員の状況を把握するとともに、継続的な指導に資するものとする。	

(3) 担い手グループとの連絡調整活動 【予算額 50 千円(機構単独)】

○ 機構西部支所は、23年度から西部水田経営者会議(20農場)に加入し、機構の実施する農地保有合理化事業の紹介を行うとともに、個別農場の現状やニーズを把握して業務の推進に資することとしている。

●24年度からは、鳥取県農業法人協会(会長は真栄農産、会員数14法人)に加入して、大規模経営体に対する農地集積等への協力や支援を行うとともに、経営状況やニーズを把握して業務の推進を図る。

このように、機構職員が多様なグループ活動に参加し、業務を推進するための経費を計上する。

8. 小農具リサイクル活用基礎調査事業 【予算額 50 千円(機構単独)】

○ 新規に就農する者にとっては、小農具の確保に多大な経費を必要とするが、一方では廃業する農家には不要となった小農具が多量に保管されている。

○ 機構は、農業委員会、円滑化団体、JA等と連携しながら、規模縮小農家を対象として、無償で移譲可能な小農具の種類、数量等を調査・登録することとし、新規就農者の活用を推進する。

- (○ 実施期間 3年間 (23~25年度))
(○ 対象市町村 19市町村(6市町村/年))

Ⅲ 農地の保有合理化に関すること

1. 基本的な方針

- ① 市町村の地域農業再生協議会へ出席し、市町村の状況把握に努めるとともに、市町村における人・農地プランの作成を積極的に支援する。
- ② 機構改革プランに則して、農地業務の専門機関として、市町村では対応困難な事案を実施する。

2. 農地保有合理化事業

区 分	24 年度 予算額(千円)	23 年度 実施額(千円)
国・県補助	12,546	11,917
全国協会借入資金	30,000	17,117
機構単独借入資金	38,000	41,858
賃貸料等	12,538	13,280

(1) 農地利用集積円滑化団体等との連携活動【予算額 8,405 千円(国 6/10、県 4/10)】

- ① 農地利用集積円滑化団体は、農業委員会と異なり系統組織がないことから、機構が中心となって農地利用集積円滑化団体の育成を推進する。
 - 各市町村農地利用集積円滑化団体担当者全体研修を 5 月に県農業再生協議会と共同開催し、新任担当者等のスキルアップを図る。(1 回)
 - 各農林局単位で、実務研修会を県と共同開催し具体的活動の支援を行う。
(5 月中旬から 6 月にかけて各農林局単位で開催)
 - 県農業再生協議会の農地・担い手PTでの課題解決を推進する。(随時)
(県・JA中央会・農業会議・機構)
- ② 各市町村の農地利用集積円滑化団体と、農地業務の役割分担を明確にして事業を実施する。

職員人件費及び事務費

区 分	内 容	金 額(千円)	備 考
連携強化活動費	国・県の補助を受け、農地利用集積円滑化団体との連携強化を行う経費 (職員7名分の人件費)	4,085	国 6/10、県 4/10
事務費	農地の売買及び賃借の手続きに必要な事務費	4,320	国 6/10、県 4/10
合計		8,405	

(2) 農用地売買等事業

機構が農地の売買及び賃貸借に介入することによる税制上の優遇措置、農業者年金の優遇措置、賃料の一括前払制度などのメリットを最大限に活用しながら認定農業者への農地の集積を行う。

また、認定農業者以外の農家であっても、農地の集積を図り規模拡大の意欲のある農家は貴重な担い手であることから、単独事業により農地集積を進める。

なお、農地利用集積円滑化団体は、農地の売買には関与していない。

ア 買入・売渡事業

区 分		予算額 (千円)	備 考
全国協会借入資金	買入	12,000	担い手支援事業
	売渡	12,120	
県信連借入資金	買入	38,000	単独事業
	売渡	38,500	

①担い手支援事業（全国協会の無利息融資資金で対応。）

耕作地がおおむね1ha以上団地形成するよう、認定農業者が売買により農地集積を行う場合の支援。

②単 独 事 業（県信連より農地買入資金を借入れ対応。借入利息は農家負担。）

担い手支援事業に該当しない農家が、売買により農地集積を行う場合の支援。

区 分		件数	面積(ha)	土地代金 (千円)	備 考	
担い手支援	買入	24 計画 (23 実施)	11 (11)	3.0 (2.9)	12,000 (11,817)	数値は過去実績を基に積算。 農地価格は400千円/10a。 面的集積に考慮し買入より件数を減。 売渡金額は、買入金額に1%の手数料 を加えた額。
	売渡	24 計画 (23 実施)	10 (11)	3.0 (5.2)	12,120 (24,358)	
単 独	買入	24 計画 (23 実施)	32 (33)	7.5 (8.4)	38,000 (41,858)	数値は過去実績を基に積算。 農地価格は500千円/10a 売渡金額は、買入金額に1%の手数料と 保有期間の利息(1.7%/年)を加えた額。
	売渡	24 計画 (23 実施)	32 (28)	7.5 (5.5)	38,500 (31,045)	
合 計	買入	24 計画 (23 実施)	43 (44)	10.5 (11.3)	50,000 (53,675)	
	売渡	24 計画 (23 実施)	42 (39)	10.5 (10.7)	50,620 (55,403)	

※売渡し先が明確になった事案を取り扱うこととしている。

イ 借入・貸付事業【予算額 3,000 千円(新規の賃借料一括前払金・全国協会資金)】

区 分	24 年度 予算額(千円)	備 考
全国協会借入資金	3,000	賃料一括前払
賃借料	10,944	単年受払賃料

アグリスタート研修生の農地確保や、広域で営農を行う大規模農家への農地集積、耕作放棄の解消等、特殊事案への対応をベースとして事業を推進する。

一括前払い賃借料は、平成 19 年度より全国協会の無利息融資資金で対応している。

支払方法	区分	件 数		面積 (ha)	賃借料(千円)	備 考
		借入	貸付			
一括前払	24 新規 計画	5	5	5.0	3,000	担い手農家が毎年支払う借地料を、 初年度に機構が一括して出し手に 前払いする。 数値は過去実績を基に積算。 (全国協会無利息融資)
	(23 新規 実施)	(3)	(4)	(1.6)	(2,300)	
年 払	24 計画	253	124	201.4	10,253	広域で農地集積を行う岡野農場の 支援。
	(23 実施)	(213)	(114)	(176.4)	(10,271)	
単 独	24 計画	68	29	18.3	741	アグリスタート研修生に対する農地確保 を支援。 大規模稲作経営体の農地集積を支 援。
	(23 実施)	(33)	(12)	(12.8)	(507)	
合 計	24 計画	321	153	219.7	10,994	年払・単独事業の新規と継続の合計
	(23 実施)	(246)	(126)	(189.2)	(10,778)	

- 受け手の担い手農家は、多数の地権者へ支払う賃借料を機構に一元化し、支払い手続きを機構が行う事で大幅な事務の負担軽減となる。

ウ 利子助成及び事務費

区 分	内 容	金額(千円)	備 考
小作料前払資金 利子助成	H19 年以前に実施した賃貸借で、出し手に賃借料 の一括前払いした際の借入資金の利子支援	15	国 6/10、県 4/10
単独事業業務費	国の補助対象外となる、農地の売買、賃貸の手 続きに必要な事務費	300	県 10/10

(3) 大型経営担い手強化支援事業

区 分	予算額 (千円)	備 考
全国協会借入資金	15,000	農作業受託料融資事業
貸付料等	1,544	農業機械・施設リース事業 特定法人貸付事業

ア 農作業受託料金融融資事業【予算額 農作業受託料融資事業 15,000 千円(全国協会資金)】

経営規模の拡大と資本整備の強化を図るため、認定農業者等が現に耕作する農地と併せて 1ha以上団地化し基幹的3作業を新たに受託する場合、受託料相当額の最大5年分を無利子で貸し付ける。

区 分	件数	面積(ha)	貸付金額(千円)	備 考
24 計画	1	15.0	15,000	大規模稲作経営体支援を予定。 (全国協会無利息融資)
(23 実施)	(1)	(1.2)	(3,000)	(岩美町 (有)いわみ農産へ貸付け。)

イ 農業機械・施設リース事業【予算額 農業機械・施設リース事業 1,120 千円】

(新規採択は平成19年度で終了)

- ①農用地売買等事業を活用して経営規模拡大した認定農業者にリース農業機械等をリース貸付けし、リース料の2分の1を助成する事業。
- ②リース料助成期間(5年間)は平成 23 年度で終了したが、残存リース契約(農業用機械の耐用年数で契約)に係る農家負担分を徴収する。

市町村名	補助対象者数	貸付台数	機種	リース料 (千円)	備 考
倉吉市	1	2	トラクター・ウイングハロー	923	グリーンファーム
琴浦町	1	2	乾燥機・籾すり機	197	大規模稲作農家
計	2	4		1,120	

ウ 特定法人貸付事業【予算額 特定法人貸付事業 424 千円】

(平成21年度で事業終了・契約残存分、[最終平成 29 年度])

- ①特定法人貸付事業は、農業生産法人以外の法人へ、市町村又は機構が実施主体となり農地を貸付け出来る制度としてスタートし、機構は遊休農地を借り上げて、農業経営に意欲的な特定農業法人への貸付けを実施して来た。(貸付期間は5～10年。法人は機構を通じた更新を希望。)
- ②平成 21 年の農地法改正に伴い廃止され、現在は解除条件付きで直接農業生産法人以外の法人への権利設定が可能となっている。

借入件数	貸付件数	面積 (ha)	賃借料(千円)	備 考
25	10	4.4	424	米子市富益地区で実施。 大根屋、池本CB、イワ建設、米子シコー、 みしま の米子市5法人が契約継続中。

(4) 農地継承円滑化事業【予算額 3,826 千円(国 1/2、県 1/2)】

①制度の目的

機構が農地売買等事業により借入れ又は買入れた農地を活用して、アグリスタート研修生の実践的な研修を行い、研修生の就農と自立を支援する。

②制度の内容

- i) アグリ研修生が研修後に就農を予定する農地をあらかじめ機構が中間保有し、研修生は機構の従業員として当該農地を利用し実践研修を実施する。
- ii) 実践研修に必要な種苗代、薬剤費、肥料費、施設・機械の借入料、労賃等の生産経費は機構が負担する。
- iii) 実践研修の生産物は機構が販売し、かかった生産経費から販売収入を差し引いた額が赤字となった場合に、国と県より助成を受ける。(助成対象期間2年以内)
 研修生の賃金は必ず支払われる。 赤字は補填される。
 黒字になった場合は研修生に支払う。

③24 年度実施計画

- i) H23 年は機構が賃貸借で中間保有した彦名干拓地及び既耕地 45a で、アグリ 4 期生 1 名が白ネギの実践研修を実施。
(23 年 10 月から 24 年 1 月はアグリスタート研修事業で賃金支払い。24 年 2 月から当該事業を継続。)
- ii) H24 年は H23 年のアグリ 4 期生 2 年目の助成と、新規分としてアグリ 5 期生 1 名(24 年 9 月から)の実践研修助成を計画。

区分	研修生	作目・面積 (ha)	生産費 (千円)		生産物収入 (千円)	助成金額 (千円)	備考	
23 実施	木本 4期生	春ねぎ 16a、 夏ねぎ 10a、 秋冬ねぎ 20a	資材費等	695	0	1,233	国 1/2 県 1/2	
			機械等リース料	324				
			作業委託料	19				
			労賃	195				
23 年度実施合計				1,233	0	1,233		
24 計画	木本 4期生	春ねぎ 16a、 夏ねぎ 10a、 秋冬ねぎ 20a	資材費等	1,331	1,325	2,096	国 1/2 県 1/2	
			機械等リース料	593				
			作業委託料	30				
			労賃	1,467				
	木本 4 期生分合計				3,421	1,325	2,096	
	5期生 1名	春ねぎ 20a、 夏ねぎ 10a、 秋冬ねぎ 10a	資材費等	796	0	1,730		
			機械等リース料	593				
			作業委託料	26				
労賃			315					
5 期生 1 名分合計				1,730	0	1,730		
24 年度計画合計				5,151	1,325	3,826		

IV 中海干拓農地に関すること

1. 基本的な方針

- ① 平成25年度の公益法人への移行のため、平成24年7月末に、中海干拓地の未販売農地を県に売渡すこととしており、8月からは業務委託を受け、県保有干拓農地の販売・利活用を推進する。
- ② このため、平成24年4月から7月までは、従来の方式で業務を行い、8月からは新方式で業務を行うこととする。
- ③ 業務推進のためには機構が、現地ニーズを的確に把握することが重要であり、昨年実施したアンケートの回答における購入農家を始め、順次一般農家へ聞取りの対象を拡大し、ニーズの把握を行う。
- ④ 昨年度から、県と共同で設置している「中海干拓地営農再生協議会」において、関係機関と連携しながら業務を推進する。

2. 鳥取県への売渡し

【 土地売渡予算 147,500 千円、売却損 10,410 千円、債務免除予算額 401,538 千円 】

- ① 県は、「機構改革プラン」の方針に基づき、機構の保有する 24.8ha（弓浜工区 13.3ha、彦名工区 11.5 ha）を 147,500 千円で取得し、機構は県有地の管理業務を受託する。
- ② なお、県は財源として、機構に貸し付けていた合理化事業強化基金 147,500 千円を活用するものとし、機構は 147,500 千円を返却し、且つ時価 157,910 千円との差額の 10,410 千円は売却損として負担する。
- ③ 以上の措置に伴い、機構保有地の簿価と時価との差額分 401,538 千円は県が貸付金の債権を放棄する予定。
- ④ 8月以降には、県有農地を新しい単価で販売を開始する。（ただし、彦名干拓地は、排水不良対策工事が完了する平成 25 年度以降に販売を開始する。）
彦名干拓地(米子)では、干拓地内の貸し借り、売買ともに機構が仲介し、弓浜干拓地(境港)では、一般的な貸し借り、は境港市農号開発公社(円滑化団体)が、広域的や特殊な貸し借り、売買については機構が仲介する。
なお、借受け耕作者がある場合には、24 年度の耕作は保証する

【 県の今後のスケジュール 】

H24年3月	平成24年度当初予算議決
4月	農地取得仮契約
6月	農地取得議決 → 本契約移行、機構への県貸付金について農地の簿価計上額と農地取得費との差額に係る債権を放棄する予定
8月～	県有地として機構へ管理委託の開始

【 農地売渡しと県貸付金の債務免除等の手続き 】

区分	内容	金額(千円)	備考
長期借入金	H23.4～H24.7(土地代、管理費、水利代)	562,802	23予算

○県からの長期借入金については、干拓地の売渡しと県の債権放棄等により整理する。

干拓地の売渡し	24.8ha(弓浜工区 13.3ha、彦名工区 11.5ha)	157,910	時価(予定)
債務免除	県貸付金の債務免除	401,538	予定額
貸付水利代	H24 年度貸付け分の水利代	3,354	H24.12 返済
計		562,802	

3. 県有農地の維持管理（委託）【 予算額 3,708 千円（県 10/10）】

○県へ売渡し後の24年8月から、県有農地の維持管理を県より委託を受けて行う。

区分	内容	金額(千円)	備考
県有農地管理費	県有農地 24.8ha の管理費 (0.8 人分)	3,203	県 10/10
農地再生補完整備費	新規参入者に対する小規模な修繕・補修費	500	県 10/10
合計		3,703	

4. 販売・利用促進対策（補助）【 予算額 5,741 千円（県 10/10）】

○干拓農地の利活用(貸付・売渡し)促進を図り、干拓地営農の再生の促進を図る。

区分	内容	金額(千円)	備考
利活用促進活動費	機構活動費(1.95 人分)と 総務関係業務費 (0.3 人分)	5,253	県 10/10 機構活動費 4,090 千円 総務関係 業務費 1,163 千円
PR資料作成費	売り出し等 PR のための パンフレット作成	300	県 10/10
販売促進対策 新規就農者育成対策	未販売農地を3年以内 で借受けた後買受ける 農家に対して、貸付料の 全額を助成する。 未貸付の農地を3年以 上借受ける新規就農者 に対して、3 年間貸付料 の半額を助成する。	188	県 10/10 (販売促進対策) 11.5ha/6 × 6.5 千円/10a (新規就農者育成対策) 11.5ha/6 × 6.5 千円/10a × 1/2
合計		5,741	

●桑本干拓農地調整員の特別相談業務により、干拓地の利用調整を行い、順次、利用権を設定する。

(特別相談業務)

- ①利用権を利用希望者のアンケート調査(年1回 9月)
- ②県有地の買受、借受希望者の募集(年2回 9月、2月)

5. 県保有地の貸付 【 予算額 1,915 千円 】

区 分	県保有地 面積(ha)	一時貸付			備 考
		件数	面積(ha)	金額(千円)	
弓浜工区	13.3	8	13.2	1,318	保有地の 99% の貸付け
彦名工区	11.5	11	9.2	597	保有地の 80% の貸付け
合 計	24.8	19	22.4	1,915	

- ① 引き続き、一時貸付を実施しながら、利活用の促進を図って行く。
- ② 保有農地の荒廃農地化を防ぐための除草等の維持管理に努める。なお、24年度は、雑草の成長状況に柔軟に対応できるよう、7月末までの3回の除草作業を一括契約する。

V 機構運営費に関すること

(単位:千円)

区 分	金 額	内 訳		備 考
		人件費	事務費 ほか	
県 の 支 援				
農地・担い手業務推進費 (県委託10/10)	20,358	17,052	3,306	
合理化事業費 (国6/10・県4/10補助)	8,705	4,085	4,620	再掲
中海干拓地管理費 (県委託10/10)	3,703	1,938	1,765	再掲
中海干拓地利活用促進費 (県補助10/10)	5,553	5,249	304	再掲
計	38,319	28,324	9,995	
自 主 財 源				
自主財源収入 財産運用益、売買手数料等 ①	29,549	—	—	
独自支出 ②	32,920	10,110	12,400	
			10,410	中海干拓地売却損
計	①-② △ 3,371	10,110	22,810	

(人件費計) (事務費ほか計)

38,434 32,805